

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

平成27年12月25日

条例第55号

改正 平成29年3月24日条例第9号	平成30年3月9日条例第2号
平成31年3月22日条例第5号	令和2年10月13日条例第46号
令和3年10月15日条例第39号	令和4年3月11日条例第2号
令和6年3月26日条例第17号	令和7年3月28日条例第20号
令和7年10月3日条例第52号	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号を利用することができる事務等）

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び知事が行う特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）とする。

2 別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報（法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（同条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提

供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

(1) 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年／デジタル庁／総務省／令第8号。以下「命令」という。）の表7の項から9の項までに掲げる事務

(2) 私立の高等学校専攻科等（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科をいう。）の設置者 命令の表11の項に掲げる事務

5 第2項本文の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（令2条例46・令6条例17・令7条例20・令7条例52・一部改正）

（特定個人情報を提供することができる場合）

第3条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる執行機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（平29条例9・令3条例39・一部改正）

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第9号）

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第

5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

附 則（平成30年3月9日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成31年3月22日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和2年10月13日条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和3年10月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月11日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和6年3月26日条例第17号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和6年5月27日）

附 則（令和7年3月28日条例第20号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年10月3日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（令7条例52・全改）

執行機関	事務
------	----

知事	鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

別表第2（第2条関係）

（令7条例52・全改）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	鹿児島県営住宅条例による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第3条関係）

（令6条例17・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
			学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則

		で定めるもの
		特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの